

社会福祉法人はるな郷 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人はるな郷（以下「当法人」という）定款第9条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（＜法人における常勤役員の定義＞の者）については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤の理事長については、法人業務を行う場合に、報酬を支給する。ただし、理事長の指示により代行した者の報酬額も同じとする。
- (3) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 3 条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤役員等の報酬については、別表1に定める額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 4 条 非常勤の理事長及び非常勤役員等に対する報酬等の額は、次のとおりとする。

- (1) 非常勤の理事長の報酬については、別表2に定める額
- (2) 非常勤役員等の報酬については、別表3に定める額
- (3) 非常勤の理事長及び非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別表4に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を別途支給する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 常勤役員等及び非常勤の理事長、非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次に定める時期とする。

- (1) 常勤役員等及び非常勤の理事長の報酬については、毎月25日に支給する。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与等支給規則第5条に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該業務の都度、支給する。

2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤役員等及び非常勤の理事長に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等及び非常勤の理事長が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等及び非常勤の理事長が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、これを1円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 1 0 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 1 1 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成18年 4月 1日より施行する。
2. この規程は、平成23年 4月 1日より改定する。
3. この規程は、平成24年 4月 1日より改定する。
4. この規程は、平成26年10月22日より改定する。
5. この規程は、平成29年 6月23日より改訂する。

別表1 常勤役員等の報酬

役 職 名	月 額
理 事 長	300,000 円
業務執行理事	250,000 円
理 事	200,000 円

別表2 非常勤の理事長の報酬

役 職 名	日 額
理 事 長	10,000 円

別表3 非常勤役員等の報酬（源泉徴収後の金額）

(1) 評議員

業 務 内 容	半 日	一 日
評議員会への出席	5,000 円	10,000 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	5,000 円	10,000 円

(2) 理事

業 務 内 容	半 日	一 日
理事会等会議への出席	5,000 円	10,000 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	5,000 円	10,000 円

(3) 監事

業 務 内 容	半 日	一 日
監事監査等への出席	5,000 円	10,000 円
上記の他、法人及び施設 業務のための出勤	5,000 円	10,000 円

別表4 非常勤の理事長及び非常勤役員等が法人業務を行う場合の旅費支給額表

区分	鉄道船航空賃	車 賃	駐車場代	旅行雑費(1夜)	宿泊料(1夜)
県内	運 賃	交通実費	駐車代実費		実 費 ただし上限 20,000円
県外	運 賃	交通実費	駐車代実費	宿泊を伴う場合 2,000円	

別 表

1. 平成29年 6月23日より施行する。 別表1、別表2、
別表3(1)、(2)、(3)、
別表4